

自主廃業支援保証

制度の特徴

現在事業を行っているものの、事業譲渡や経営者交代が見込めず、自主的な廃業を選択する中小企業者に対して、そのために必要とする事業資金(買掛金決済、現状復帰費用等)の調達を支援する制度です。

対 象 者	下記要件をすべて満たすもの 1.事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択するもの 2.直近決算が実質的に債務超過でなく、完済が求められる債務について事業清算により完済が見込めること 3.バンクミーティング等により合意に至った廃業計画書に従って計画の実行及び進捗の報告を行うもの
保 証 限 度 額	3, 0 0 0 万円
保 証 期 間	1 年以内 (かつ、終期は解散予定日より前)
据 置 期 間	—
金 利	金融機関所定
保 証 料	0.45~1.90%
担 保	必要に応じ徴求
連 帯 保 証 人	原則として、法人の代表者を除いては、保証人は不要 (一定の要件を満たせば、経営者保証を不要とする取り扱いが可能です)